馭戎概言

一 天

新撰
史
共
第一
圖
商務
書
號
冊

太政官文庫
書門
和
一〇八七六號
二〇九函
三架
一冊

内閣文庫
和書
一〇八七六
類號
二冊
一八四函
九架

内閣文庫
番號 和 10876
冊數 2 (1)
函號 184 208

和
史

184-208

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan

五七六四番

明治十三年購求

馭戎慨言上之巻

伊勢國　本居宣長著

大和國より外国へまゐりつかへまつれる人をば朝貢とぞいふめる

崇神

師木瑞籬宮御宇天皇代　大物主大神の御さとしごとなりて四十一年

天皇大物主大神を敬ひ給ふ

天皇人をもて祭らしめ給ふ

天皇大物主大神の御さとしにより神化

消印

消印

帝國政府圖書

師木瑞籬宮御宇天皇代の七年

皇朝のみのり奉正朔

の治すいしく後よハ[illegible]につき治くなるべし次よ
四十六年秋任那のこといよ〻〻使まありて
うつさあとをもとめたる筑紫をとるもて二つの條星れの
にある国くとるべくり此国をもりこの書もものもて
後の世をかるもとハうもとをまきしく和国れまり
し好ふいつ金をかくて

垂仁

師木玉垣宮御宇天皇の二年むすせていくなんれ使れ
いくるなりて国くるを新羅結をを其王領
使れ日之年新羅国のおれる天り検まるるの後

神功

息長帯姫尊神の母教
国をさ征ひまふかいまに王やて大臣敵れ

まくまりをくさくのちうをあくまつるし
ちりるふハ十被のうつをとあり例とハなれり
此時百済のをくふとりをにまつるし年
をうるうをこの三の韓のうをまをのうるの国
ををるをうを。

皇朝制のみのりにをくしるるる服事
をるの如し。をくをくをつりをうをなんを
ふくのるをうりをしを書紀ふ日本存とある
をををれをとれ韓の国の三国史記ふ国通鑑をいく
ををりふ一をとかるをるをして垂仁国の
るをれををふかのうをれ寺国のをいるハをく

降 誓 臣 服 服 事 弐 辛 存 寺

よかつ[祢臣]やつこらをつかひ給ふ
きりあるこゝろをもつて中昔[ナカノムカシ]渡[ワタシ]
てこうさあるかりを給へ。又りうきうの国乃階書と
いふふみと。新羅百済[シラギ]
之恒、通使[テ]往来[スル]とも。昔[ムカシ]の世の世法[ヨノヨノノリ]
国のるとをるせるも。其属国[ゾクコク]とゝかうをとゝ
もの。のゝをたのまとるゝ
をるべきこと。さて此[コヒ]の韓国の中に百済[クダラ]
[ヒノミコト]
[ウチ]
[ミヤ]
[ケノ]
[クニ]
[ミヤ]
[ミヤ]
[ウツ]
[ウツ]
[ウツ

とのことかたりつたへ國の名を胡鮮といふんわりたる名
をとつたへしは朝鮮（称）の流俗なりとぞ此ふ大れる
ものをみやつこ（ほ）やてほくまつくさ西しまつ次くもち
うれ出る流紫のうちふ西のおさるく（法中）さくこをそ
かう（戎）ほもしくうかう（戎）とは東れ方ものをえみしといふど
く西の方れりうくのあほとるくいつ為りり（トツクニ）
さてこのりうぶしとしく（我）韓（も）の加（我）れ西南のうふ
ほぐまていとしくえきたりあほてて胡の出天竺なぐいしん
出る心皆ぐまくいつのたふるなふ東南のかまるん（列）
たりまくたほのとをひとして（君長）おほのうしとして右りり
定まりハるくて多ぐいまるひつくかこれりのとるれ

ほまれ
後宇多天皇は世のこうめるりてハそのあるる数古くい（北）
ふ出まりり出しりのとをりて九十年ハりしりる又まな（為長）
後光明天皇は清代正保のうちの末ふるる謎記しふ西の
者これ出るとうちうるて百年ハりより今ハ多りてり
かくのめ一帝のめ一るさうかくそふてハ定まる出の
者とるてそのかくとさふるきうのおつ出まハ（君長）
そうしかくあくきしとうれ名をとひかふあく
たくまくまるどもそめり帝とひ一漢としひ唐
としひしりや久しくたりうかふまちはりひ
その後の世ハも名ハ漢とも人りまた仏出（こと）

てもかくことなかれ。今くはしくのべんとすれどやうて
その度の字をとりこうをかくをもちりかくてそこを長
なく国をしひ一代はよハ五とみのうし一代
黒田廬戸宮（クルタノイホトノミヤ）時宇天皇れ位ふ位ふ位て紫ノ始皇といひし
王国をとりて国一王をとりてうあるあて皇帝
とよばれ時ふ者のさ制度をもいうちぬちつをおぬく
ハ今ふ毛ものそもりしかをもしをのをいし
え。かく字をはらぼしてをの由をとりぬつをのるれ
いまくをうかるものハ上（カミ）の句をとりをびてそんと
一上ものハ人ふそもをまをうをよて下（シモ）
とをのひやをふををををひをう

さらをなりに一をの河のまをいをををたで
をうをかをりれををおるをもし君のおをうぬ
をつをくハをのいをを罪をまをハをんがををあひ
を天をり扶（サケ）をのをもやれいをうをとををしぬ
つをく文（文辞）ををををりくをりて民をあぬひを
又をり川のをををとをくをしてあをきるをを六ハ
せをををぬぐをうをぬをハをををををの
なんををくをををるをををををぬかををぬ
をひをしてをひをりれををををあふををしをこを
人をを用をいをを行をををたをしをいををぬををを
うへををいをを度をををていををりひつを事をハををる。

[illegible]

天子のみことのり一きこえるまでに
[illegible]の国をい夷狄のおとしめなづけて毛沢のあ
ひだにぬこのうさぎこうみ[illegible]
こまこるこのとまれおのうまとくこまとびと
かづけるさくの国王もハちのさめをうまて天子と
いつる　国王行つく先りさるハ左へり今ふもりまて
あきもしかのうりの先てさ[illegible]ばのうつ
きくこうとて海さ[illegible]
[illegible]

息長帯姫尊の法始り韓の戎同

推古

大法興隆入真まりてまりひまをべりりを
りりをとくにさがりおりさふりを王りり
げをやさりもなりて法代とを帝ふ
ほりハしまりナ又年　秋七月戊申ノ朔庚戌大礼小野妹
子遣於大唐以鞍作福利為通事と書記ニ云る是也
奏通
[illegible]
[illegible]

皇胡[illegible]
[illegible]大伯役をほりりハいりる孔ふの
[illegible]ふ技系異紀ふ山役の[illegible]
奏四ノ臣之先身修行漢士断ノ持之経今在衡山望遣使将

来比按所録之本[illegible]隋書[illegible]
[illegible]倭の国海西菩薩天子興佛法
故遣使朝拜[illegible]聖德皇太子大改[illegible]
先代多[illegible]八佛の法の[illegible]
[illegible]韓国の人[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]大唐国者法式備定珍国也常須達
[illegible]韓人[illegible]
[illegible]
皇胡の大法倭つ[illegible]
[illegible]
樂浪海中有倭人分為百餘国以歲時来獻見云
次[illegible]後漢書云倭凡百餘国自武帝滅朝鮮使譯通於
漢者三十許国皆称王世々傳統其大倭王居邪馬臺
国[illegible]光武中元二年倭奴国奉貢朝賀使人自称大夫倭
国之極南界也光武賜以印綬安帝永初元年倭国王帥

弁韓獻生口百六十人願請見云々次ニ魏志ニ倭人
舊百餘國漢時有朝見者今使譯所通三十國云々
ふるてをなのくれ書もふもこの漢の時より通ひ
始めてとのくいしに又漢ほとにこの海ほ志ゐ者さんと
のくんはめくいさこうこそ人をなり今はこ
考ふをのくこ皇化ものいまこ天のわにあまるこ
ざりし祝いもくこうこかりれ出造加稲毛ゆ
の一一方一郡をくこ紀おこりきん人をなのこく
しふうの四通文おかよりくるふおのづくこをやく
きんをくふ物をくこがきをまして
皇朝スメラミカドより大日役をこ使うをくきくこにをくこ天ゆ

開化

仲哀

まづうの僕の武帝一が新羅とかうの日やくいふ
春日卒河宮カスカノイサカハノミヤ使ア天皇の使代をいまこと韓の国さ
よりくこはさくふハこをくこめこぬ祝をふまをくこ
ふ和をのりくれ国のりくこいくこをくこ
使役ハ使をくこさくをくこをくこ
筑紫橿日宮ツクシカシヒノミヤ使ア天皇の四要くこ彩晃の国をくこ好くと神の
使教の方一使をくこ
天皇をくこひまして玄武岳りのがりてをくこ大海ほ出ん
をくこをくふさくふ国をくこくこ上使神をくこをくこん
とかりり次くこ
息長帯姫ヨキナガタラシヒメノミコトをくこの加の神の四おくこくのまふくこをくこの彩晃の国と

むをなんとせしめまづ書籍のうち鳥麻呂をとひ
ものとあのぶつうてゆうてゆうてゆうてゆうてゆう
らずとゆきるなふみしを磯麻のあり苔をしりのと
きしてこをみしかりとくくく

女王薩摩王ヲ以テ安藤王大友王ヲ奉侯王ヲ以
ヲ以テ大小王ハ世代ヲ分ツ
天皇ノ使ヲ以テ王ヲ以テ例ヲ定メ給フ 許国国
皆称王ト云ハ其ノ大ハ王ヲ以テ次ニ大倭王ヲ
以テ
天皇ヲ以テ中セル所ヲ者カ
通
王ハ
宋朝ノ時倭ヲ使アリ
志ニ魏ノ時倭国漢時有朝見者ト云フ百餘国漢時
中ニ朝見セリ
ガ時ニ倭奴国奉貢ス云フ倭奴国ハ
ヲ以テ次ニ後漢ノ光武
ヲ以テ

ヲ以テ
南界ヲ以テ
此ハ漢書ニ注ニ倭ヲ
セリ云フ
ヲ以テ
ヲ以テ
ヲ以テ

西土地王師并等献生口百余人願以国内之産物
ようさぐものねどのとうや一つのちいさき島のまもりをしてと
ゝ又西土地と王師并とをしてまもりをしてまもりをしてまもり

里、東行至不弥国百里、南至投馬国水行二十日、
南至邪馬臺国女王之所都水行十日陸行一月、自女
王国以北其戸數道里可得略載其餘旁国遠絶不可得
詳次有斯馬国次有巳百支国次有伊邪国次有都
次有對蘇國次有蘇奴国次有呼邑国次有華奴蘇奴国
次有鬼国次有為吾國次有鬼奴國次有邪馬国次有躬
臣國次有巴利国次有支惟国次有烏奴国次有奴国此
女王境界所盡其南有狗奴国男子為王、不屬女王、
女王國東渡海千餘里復有国皆倭種、又聞倭地絶在
海中洲島之上或絶或連周旋可五千餘里景初二年六
月倭女王遣大夫難升米等詣郡求詣天子朝献太守劉

夏遣吏將送詣京都其年十二月詔書報倭女王、正始
元年太守弓遵遣建中校尉梯儁等奉詔書印綬詣倭国
拜假倭王、倭王因使上表答謝恩詔其四年倭王復遣
使大夫伊聲耆掖邪狗等八人上献、其八年太守王頎
到官倭女王卑弥呼與狗奴国男王卑弥弓呼素不和遣
倭載斯烏越等詣郡說相攻擊狀遣塞曹掾史張政等因
齎詔書黄幢拜假難升米為檄告喻之卑弥呼以死、更
立男王国中不服更相誅殺復立卑弥呼宗女壹與壹(北梁書杜佑通典皆作臺)年十三為王国中遂定政等以檄告喻壹與壹
與遣倭大夫率善中郎將掖邪狗等二十人送政等還因
詣臺献上、(り。景初正始ハ魏の年号)

そもそもふれ
姫尊(ヒメノミコト)より法華ひろまり始めても所々へ使をつかり
ふるまひ　さてさてハ皆々まことの
皇朝(スメラミコト)の御使ハ龍宮の乙姫さまの御使ハ
襲ものさびるりしりの女王の使ハ
らくまぐらくかくやさまもとりてその使としつ
とりて彩りたらしこの使ハまんいまづちの文
ふれ出乃芋方彩りの女王の御よいくまてのを
さるるハかのしこの使の大和(オホヤマト)の乗くあるて使へてきけ
ふるの使をとつかくよ竹の西つるくくの兵船を大和(オホヤマト)
の京まであるふとい事まで財(フレ)る一支未盧(イキ)伊都(イト)ハ

しまてかくまてたかハぐさくを妖出不弥出投馬
出ずくしつるハ隠岐ハさくをふしいそのれ毒ものとりを
ひてとちわくの道ハかりわの為もあるとの又不弥
出ずり女王の使まて南とさてあるさくしたくもっ
ありとたわハたくりハをくくをとさてくるるよさ
とのを。まくと自女王國以北とも多くり。以西てて
いふ絶をくこづくくまんよりく北南と東ふくを紀
まつるのきくりるさくや又投馬出ずり女王の紀まて。水
行十日陸行一月とくるるるるり十只さもくあづ海の
一月ハいくんるを月のなハりは温多くし　さて一日と
てハ。ろこの海道ずりも大和の東ハいくりくくく又月

[illegible]山陽[illegible]の[illegible]より 海路とのがれしと
[illegible]ことなるべし。[illegible]の国より[illegible]
[illegible]より[illegible]で[illegible]ことなる
[illegible]のわかちわの糸ふかくさ
[illegible]紫[illegible]姫
[illegible]王[illegible]使[illegible]ひさしき[illegible]
[illegible]女王の[illegible]
[illegible]の[illegible]紫の[illegible]
[illegible]海[illegible]
[illegible]。また国旋[illegible]五千餘里[illegible]紫の例[illegible]

[illegible]の海[illegible]千餘里後有国皆倭種[illegible]。[illegible]
[illegible]。海[illegible]
後漢書ハ光武[illegible]女王国東渡海千餘里至拘奴国雖
皆倭種而不属女王[illegible]。拘奴国ハ伊豫国風土記[illegible]
河内にあるべし。[illegible]魏志ニ拘奴国の男
王[illegible]
[illegible]河内の[illegible]
[illegible]。[illegible]伊豫国の[illegible]
[illegible]奴国ハ。仲哀紀ニ儺縣宣化紀ニ那津[illegible]
[illegible]国[illegible]

明宮（アキラノミヤ）

しかるにこれを宇陪（ウミ）と名（ナ）づけしよ
りてなり。投（ナゲ）ていはく、南水（ミナミ）の二ナ
リといふ。日向国児湯郡都萬（ツマ）神社
なり。延喜式に延喜式にいふ所なり
ちなんなり。さて主殿の旁国にハ此道ちなみ
ありとぞ。志摩国紀の国伊賀ノ国にてもかの
ことあり。人ありて。ちなみハ新ちなみ或ハ大
淵出嘶（シ）所の志摩ちなみ鬼出ハ紀ノ国巫（キ）肆（イ）所。
なり。前後国ハ生業（イクハ）所なり。はく
しりてのち明妃（ミヤ）国ハ伊勢ノ国ハ国（スウ）家所なり

対蘇（ソ）国ハ士佐（トサ）ノ国ハ考（コウ）ノ国ハ高（シモケ）所ハ山国
あり。又紀ハ紀ハ八女（ヤメ）郡ハ郡（エダ）といふ西島奴国ハ国造（ミヤツコ）
数（シキ）所ハ宇（ウ）佐（スケ）なり。又ちなみ
しこれなり。さて後漢書ハ魏志ハ。かの
姫尊のことを中せり中く。自為王以来少有見者以婢千人
自侍（セン）唯有男子一人給飲食傳辞出入
とぞ。今ハ男子ハ女王ハ
きまりなしハ男子ハ女王ハ
不皆面見
ハ
ハ
ハ

はらごとと云ふ説、湖ごとに生じてもあらん。
又倭王冊封に上表すと云ふ事、その事は
唐いまだ漢のことなれば、さもあらんか。
しかるに、いつとなく仏教ありて、この王を尼とせるか。又みちのくに
てくらかもたんうしまた卑弥呼以死、更立二男弥
呼宗女壹與、年十三為王と云
皇朝
ふ事、ことごとくもちろんなれども、その張政といひし者、未だ帰
しとのこい論、元くらるか。又さしも卑弥呼ハ崩まして
その宗女といひしを、女王とせんとの説、
を主いつたり。そこで、ひるめ、さいハ、
姫ゐ、ひるめの事、まことに、
ひるめ、女王
ひるめ、ひるめの張政、ましまして、
皇系、
明宮、
ひるめ、天皇の時代、
ひるめ、
ひるめ、
ひるめ

師本峰宮（シキ ヒノ ミヤ）に天皇の代に立て一年に言葉ありまし由
かりし役の者ども紙（コヒ）につきたるをその国より
朝日ありし人のもとにて。その法師（ミツキモノ）とよさ
きたにこれりしを
皇紀にはこれをわらうりつかせる
もとめき。そのうちつのふ山きうの蓍国（シヤツコクニ）の役をとりかく
ひとむくりのうちをしぶがまりてをるうり上り代かいま
ぶかりやまりうりかりうりかりうりか

わたくしのうさぎとめてもさぐべし。さくに云
記に小書(コカキ)にかくに云のふることを引くにかくとのかりの
ことにうるおぼせり例にこれあるもなほ甚年とのく
ひくにかくぶることは例もこれこれもさくにのきこ
とくにくれ九年れ原是年也大歳己巳とかくも
れくれ文にかくこれ考しこれくに大宋こく
に代くのくめれ年れ原のこれをこるせる例
ゐをかくとうふにはさくにのるきかとやこて字二年
のくにくに清水一向元とくにまるに二年九年こ字十年
こくくもいかせてくべくにかくしくやくに字二年のこをい
へくや いつとまるをこのきかるにりきかるこふこくせ

次に晋書に宣帝平公孫氏也其女王遣使
朝見其後貢聘不絶及文帝作相又數至とかの魏
のかのくに次に泰始初遣使重譯入貢とかる泰始を
息長帝(イキナガタラシヒメノミコト)とのの六十六年にあたるここにこくにのるこ
是年晋武帝泰始二年こくにるるかごこ次に宋書に南史に高祖永初二年
詔曰倭讚萬里修貢(ヲサム)遠誠宜授爵(ヲサム)号太祖元嘉二年讚又遣司馬曹達
奉表獻(ラス)方物(ラ)讚死(スル)弟珍立遣(シテ)使貢獻(スル)自稱(スル)使持節都督倭
百濟新羅任那秦韓慕韓六国諸軍事安東大將軍倭国

王表求除正詔除安東將軍倭国王二十年倭国王濟
遣使奉獻復以為安東將軍倭国王二十八年加使持節
都督倭新羅任那加羅秦韓慕韓六国諸軍事濟死世子
興遣使貢獻世祖大明六年詔曰倭王世子興宣授爵
號可安東將軍倭国王興死弟武立自称使持節都督倭
百濟新羅任那加羅秦韓慕韓七国諸軍事安東大將軍
倭国王順帝昇明二年遣使上表曰臣雖下愚忝亂先
緒驅率所統帰崇天極道逕百濟裝治船舫而句麗無道
圖欲見吞掠抄邊隷虔劉不已每致稽滯以失良風雖曰
進路或通或不臣亡考濟實愍寇讎壅塞天路控弦百萬
義聲感激三軍欲練甲治兵申父兄之志六、詔除武使持

節都督倭新羅任那加羅秦韓慕韓六国諸軍事安東大
將軍倭王ときなり 三祖永初二年また太祖元嘉十八年と
いへりとぞ

允恭

竜鳥宮 清寧天皇代 倭讃 梁書佐賛と
いひ讃死弟珍 梁書佐弥立とあり倭国王濟 南史或佐綏濟とい
へり 二世代と 次に世祖大明六年順帝昇明二年

雄略

長谷朝倉宮 清寧天皇代 倭王世子興と
いひ興死弟武立とあり 二世代と云ふ 毎が
へり又世あるの清代と云ふ
天皇に讃珍濟興武なり 中に清為ふ云ふ

ふるさとの花をおりしさ

盤余若櫻宮（イハレノワカサクラノミヤ）　淳仁天皇（アンニンテンノウ・ジュンニンテンノウ・スケヒトノミコト）の淳第（ミヤト）

多治比柴垣宮（タヂヒノシバガキノミヤ）　淳仁天皇（ジュンニンテンノウ）の淳宮（ミヤ）

高市皇子宮（タカイチノミコノミヤ）　天皇（テンノウ）の淳宮（ミヤ）

石上穴穂宮（イシノカミノアナホノミヤ）　淳仁天皇（ジュンニンテンノウ）の淳宮（ミヤ）

長谷朝倉宮（ハツセアサクラノミヤ）　淳仁天皇（ジュンニンテンノウ）の淳宮（ミヤ）

ながらへて　桜井　氏は

天皇（テンノウ）の淳宮（ミヤ）のおのおのに讃（ほめ）ぐるなりあて

たとしたるなりといふを仮つるなりとあて仮

の小野妹子（オノノイモコ）を唐に遣はしたるはかりごとの

ごとくに淳宮（ミヤ）を叡つめ[illegible]

ふるさとの花をおりしさ

やまびこのかへるこたへ

ながらへて世代代ふるらし淳仮つ

皇朝（スメラミコト）よ　爵號

ものしるしるしるしるしるのはるさるぐう

きそもかりきそもかりきそもかりけるの

戒（ミコトノリ）　韓（カン）の

ものしるしるしるしるしる

天皇の御代にいたりてはるかに
おくりものをもちいたしてなを
のいきほひをもつてさる者をまちうけんとの
りごとをもつぬくにたしてつかはさるに
長谷部会宮御宇天皇の御代七年吉備上道臣田狭を
任那の国の御宇
遣田狭新羅を
勿奈とをもつて又同き年に新羅の国
のをしをこしまふつかはしてをもつて将軍
こたへをのをのをいきほひをもつてもつまを
迫
代天皇御宇
紀生磐宿禰任那の国

ありて高麗と百済と韓の
ら神聖とおのをのをしたがへをもつて
を治めをさめんとおのがいきおひをもつてやうさ
んが為にいろをもつてこれをさしたがへ倭
百済新羅任那秦韓慕韓六国諸軍事をなのりまを
さつることを得たりしかども昇明二
年遣使上表していはくのせをつかはしてをもつて
をの国人のをもつてふこのさんにわたる韓国をも
わたりてその国人をもつてはじめて句麗を道
とをしてをもつてをさめをさめをもつてをさめ
新羅とをもつてをさめをもつてをさめをもつて

代のすとたつあふ七年に田狭がうをてをのと
し新羅の王を
皇朝とかなをもりて言葉をもつてせると言葉いつ
くうをひくくすりまくふ
まをとうんとうを軍をひいふ新羅王は那王
とうくしく日本府の元帥をのをひとをひくう
任那王や日本府をの昭古 堀姫 吉備臣小梨 那波吉
士赤目をのをとをもつて新羅とをもつて言葉をくく
ひしくをひけを武新羅を
皇朝へをもつる国をとりて日本府の元帥をもれをうてをれと
ををひしいふをの西狭堂をかくをりをり言葉をば

歌
くかをさとをを新羅をすをうをかをくくいかを
まふひををしををもくくいかをを言葉を
皇朝へをもるををしくふをを新羅をを
天皇陛ををうをををを任ををををををををを
神のいさをを新羅をををををををををを
称蘇我韓子宿称大伴談連小麻呂宿称大伴言
ををををををををの大阪をを新羅自居西土累
葉称臣朝聘無違貢職允済遠平朕之王天下投身對馬
之外竄跡西羅之表阻高麗之貢呑百済之城況後朝聘
既闕貢職莫修狼子野心飽飢附以海四卿并為大将
宣以王師薄伐天罰龍行上記あり如ふ新家書

よのせうの書のかりしるしハこれとくさまよりあてしるされ書の
皇朝の大恩(オホミヤノ)ハ仏ハ[illegible]
昇明二年ハ[illegible]
[illegible]
[illegible]

既至彼都其興世清相見大悅曰我聞海西有大隋礼
礼義之国故遣朝貢我夷人僻在海隅不聞是以誓留境内
不即相見今故清道飾館以待大使冀聞大国惟新之化
清答曰皇帝德並二儀澤流四海以王慕化故遣行人来
此宣諭既而引清就館其後清遣人謂其王曰朝命既達
清即戒途於是設宴享以遣清復命使者隋清来貢方物
此後遂絶

推古

小治田宮 推古天皇十五年八月遣使

皇朝の使人

韓人のはて又西のはてのひとのみ
さらにいとをきくなるひハ又この使人の事をぶらう
ぶらうのみ 義紫ろうあのうとをとるのみ
みるうとをとるをふいつまと
そうしてあるひとも使人の使をいう
ふんぶんにみぶるにたるもの
ふるをわいかばそ
ろうをまをふをして
ろうをまをきるをの光りせんをもをいも
ろうをまをきるをの人をとのろうをうをしをを
ろうをまをあるぶう書

とあ[illegible]ことを[illegible]し[illegible]とうい[illegible]こうこれをさ
ざるこしまの[illegible]ふこと[illegible]の中にも[illegible]たゞ唐土ふのこと[illegible]さ
きのふみ[illegible]ことに[illegible]ることを[illegible]たゞ用明天皇亦四
貝多利思北孤隋開皇末始興中国通ずるのこと[illegible]
開皇といふたゞ[illegible]と隋よりそ[illegible]ふこと[illegible]これをまこ
とにて唐のこゝろ[illegible]の時代のこゝろと等しゐ[illegible]
[illegible]のこゝろ[illegible]の[illegible]の[illegible]たゞ書紀のごく

小治田の時代の[illegible]と唐[illegible]ことを[illegible]
を隋の煬帝が年号[illegible]ものと年[illegible]ることは[illegible]
こゝ此[illegible]をまこゝ[illegible]時[illegible]とをこゝ[illegible]といひて
[illegible]の大[illegible]のこゝ[illegible]ふ[illegible]こゝ[illegible]の隋の代[illegible]と[illegible]

推古

こゝ遣隋大唐とあることは[illegible]ふ[illegible]隋ハこゝ[illegible]
書紀撰[illegible]の代[illegible]の時[illegible]
[illegible]こゝ[illegible]多利思比孤[illegible]足[illegible]
こゝ[illegible]の唐こゝ[illegible]

用明天皇[illegible]ハ時代[illegible]又[illegible]
天皇[illegible]

小治田天皇ハ[illegible]ふ[illegible]ハ時[illegible]
[illegible]又[illegible]の開皇の時より時代つゞ[illegible]
を[illegible]記[illegible]を[illegible]信[illegible]
[illegible]開皇九年[illegible]代を[illegible]ハ[illegible]
息長帯姫[illegible]の時代[illegible]たゞ[illegible]の色[illegible]

まうでゝて姓阿毎字多利思比孤と稱して天足彦と
なのりしるべくもあらぬ足彦とやいはんの世くの
天皇の大ぎみなりとぞいふあまさへたゞ人のみこと
ばくまぢ記に天とゝくりるを
天皇とは彼とゝつくんりたゝるべくし号阿輩雞弥とは
唐類函に其国號阿輩雞弥華言天皇也とゝりたり
さはことなるゝゝ高御産巣日の神とゝのほく
ゝこゝもとまりの國の君とゝ為ゝるゝなふとのら
七年とゝゝ大業二年にまうでたる彼のまりしとう
史官
も相ゝ記の日ゝ元の世なるくしとゝ書ゝのかし
ゝゝふ記の為ゝまうでゝ書ゝ記ゝ書

又完皇とゝゝ佛法大をたゞ隋の時を始ゝうまん
を隋書にゝりて知ゝ完ゝ記ゝ書ゝ
聖徳太子 天子ゝゝと知る。詔書ゝ書記ゝの書ゝ也ゝ
ゝゝまゝに出ゝ為ゝまるゝゝ後の代のみをゝし
天皇記ゝ為ゝ書ゝ書ゝ中ゝ書ゝ中ゝ書ゝなる
とゝ大伴ゝ書ゝ者の國とゝなるゝ書ゝ書ゝ書
日本大伴神の御ゝとて天地の間ゝ為ゝ書ゝとゝ
大伴神の御ゝとゝ書ゝ仕ゝ天は日嗣とゝ
ゝゝ書ゝ書ゝ代の来ゝゝゝゝゝ
きゝ仕りなんゝゝゝゝゝ

[illegible]

天皇勅隋國王[illegible]

[illegible]敬[illegible]

[illegible]

[illegible]

つ[illegible]の国々と志せる[illegible]

息長帯姫尊の時なり。いへるものの倭人彼の来りしとり

の道の国々といつるさまもよいさとこそてもうれしの

いつるりしといらたり。仏も竹斯出より東秦

国といつるのは山陽道なれどもこれ地名とのあやまれ

るなりてくさくさるべきて北史には芸王安世清来

貢方物ったり　こは清ちなれるなり清字はれ

なりしことなりていこれ隋書に興清相見と

いひしに後令使者隋清来とあるは二の清字とえよ

くくまちひざのまちとかたるなりきりさるべく

その清書れまた川

天皇[illegible]彼[illegible]のこ[illegible]

[illegible]我夷人僻在海隅[illegible]

[illegible]ふいいきれ[illegible]。日出處天子とのたまひ

[illegible]

天皇[illegible]ふたのたまひきあらはるるなりて彼の

[illegible]ぶ[illegible]ぶ[illegible]

四ッ[illegible]の河も[illegible]

[illegible]

[illegible]妹子[illegible]

[illegible]

使裴世清がもりて来り書は皇帝問倭皇使人長史大

礼蘇因高莽至昊懐朕欽兼寶命臨御區宇思弘德化軍

被含霊愛育之情無隔遐迩知皇化居海表撫寧民庶境
内安楽風俗融和深氣至誠遠修朝貢丹欵之美朕有嘉
焉[illegible]

[illegible]

天皇[illegible]

[illegible]

二年歳次甲子是時国家書籍未多遣小野臣因高於
隋国買求書籍兼聘隋天子其書曰日出處天皇致書日
没處天子隋煬帝覧之不悦猶怪其意氣高遠遣裴世清
等十三人送因高来觀國風其書曰皇帝問倭王聖德太子
甚悪其黙天子之號為倭王而不賞其使[illegible]
[illegible]
皇字にも改めて[illegible]
の[illegible]
天皇[illegible]
皇帝之字天下一耳而用皇字彼有其禮[illegible]
[illegible]

とくこの仏慶まかふさとのにてりたいとおもふ
信
けうこさてその九月より役つきりかくるよき
こへくまた又しも姉のにてとくれ出へきに書き度の詔書
を東天皇敬白西皇帝使人鴟臚寺掌客裴世清等至久
憶方解季秋薄冷尊候何如想清愈此昂如常うくしとも出
汎よのをりかつくはこ度のゆきれあひぶのをとを
考にまつりめれとびつくり、詔書をとれ王を
こそのかりなくわやをんをるをいをとを
いひをのぐをそ彼のこふ物ぐくやそ役をを
てまつりいいふそやうの母仏紀は猶怪其意気高
遠なるをもかるあへ十又こふは大臣のまい
をれく

より韓国のほてをとを

[illegible]（接）[illegible]（侍）[illegible]使[illegible]
[illegible]の[illegible]れわるゝ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]ゝ[illegible]（但）
[illegible]月[illegible]に[illegible]使[illegible]ハ月と
[illegible]入[illegible]と[illegible]
[illegible]使[illegible]
[illegible]（速）[illegible]
[illegible]使[illegible]
[illegible]
[illegible]（礼）[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

帝と改め給ひしハ始のとうの王が伝ぞさりしことの為さ
まし給ハいさうかつ〳〵(数)みやまひ給ひしさまして世うの
王とうごに皇帝とハのうさまに東にむつく(対)あとのう
まひ給ふふうと倭とも其ハ世ハ世ハ天皇
とのうさまるうさうの王が書よ倭王とやせりおやるうと(礼)
ゐみてうもうハうさうひのうさりハうとうさう
又うさ〳〵の使ハもうこのうりやうさうをとらをのつうさる
うはあうんうちんとつもうさうハうふあをうあるが
ちふのうさ給うまうまうまんうるよおよハ致書とうう
とも教白とのうさうわのうひ又尊候うさうのうまへうハいと
うさ〳〵かうけうさ加戒王甚うさうさううさうう詞

うさ〳〵かうる候の候のうさ書紀の文ハ世ハうとうと善
藩国室記ハ川うふわふうして川きつうさて姉君ハ
きうのうさ九月ふうのうり系れううさ西うさ慶清王よ
りうなり使ハうふうふうぞ又同き正廿二年六
月ゐ大上君(イヌカミノキミ)御田鍬(ミタスキ)矢田部(ヤタベ)造(ミヤツコ)等とりうう使ハ
使ハうう　廿三年七月よりうり系うき次ハり
岡本(オカモト)宮(ノミヤ)使ハうう天皇(アメノスメラミコト)ハ使ハ廿二年八月ハ大上君(オホニイヌカミノキミ)御田鍬(ミタスキ)大
仁薬師恵日(クスリシエニチ)ハ使とうう
ハ世ハう高表仁といハひしものと使とうて御田鍬とお
うきて勅うつきうと書紀ゐ西ハ的ハりうう
のうさうゐ唐の代うう極のうき唐書よ太宗貞

観五年遣使者入朝帝矜其遠詔有司毋拘歳貢遣新刻刺史高仁表往諭與王爭礼不平不肯宣天子命而還と
いつるこの記ハ高祖ゝいしゝがつかてゝ唐の世二世
の王貞観六年ハそのゝちこの国なの清世の元年にあ
たりさてゝけいの役表仁と新唐書又文獻通考ハたの
ゝくに表とあるとも舊唐書ハ記ハ表仁
とそある興王爭礼とのゝ記ハ人ゝと作さきの
小治田の朝廷の清的のゝくけ家の役も大宮へめされゝ
天皇と作ゝたりしるもたるさくきふさるるハのゝてたゞ
和十月ハ新羅の館ハ入ゝ清酒と湯りりまさの年
の正月ハ入ゝりきりしかゝ十ハ入ゝのゝたるれるハよりし

さて京へいめさりしゝ
いつるゝ　おやごゝ
ハふたるれさりしゝ
とりひといしかゝ
さきゝりそいきゝ
なれるれ清國ゝれ清役の弧をさしをたるが
ひたゝゝゝゝゝりりりんよさわゝてよ清
づいるりきん役ハひのハふおやりそひて又山
役つえさん京るゝ倭王来とのりてゝ　みやゝ
ゝゝたゝゝゝゝゝ

難波宮

その元年ハ。書紀

天皇の代白雉元年にあたり。書紀

白雉四年夏五月辛亥朔壬戌發遣大唐大使

小山上吉士長丹副使小乙上吉士駒学問僧百二十

一人俱乘一船又大使大山下高田首根麻呂副使小乙

上掃部連小麻呂学問僧並一百二十人俱乘一船秋

七月被遣大唐使人高田根麻呂等合船沒死同五年

二月遣大唐押使大錦上高向史玄理大使小錦下河邊

臣麻呂副使大山下藥師惠日分乘二船留連數月取

新羅道泊于萊州遂到于京奉覲天子押使高向玄理

卒於大唐秋七月甲戌朔丁酉西海使吉士長丹等共

[illegible]

[illegible]

[illegible]

百濟新羅送使泊于筑紫是月奏西海使等奉對唐國
天子多得文書寶物云々といふ白雉四年の度大使副使
なるものの二人にて二つふねにてはいりゆえ
又その役のいとくすりの初ふ引てきて又言向玄理
とつりもいとしてそれ書ふ献虎魄とて
そこもとのはやくもんうして
齊明
後岡本宮 清寧 天皇の御世元年八月より阿倍麻呂臣
八人より多くき次に同しき代六年七月より小錦下坂合部
連石布大山下津守連吉祥とりわけにつかて仍以陸
道奥蝦夷男女二人示唐天子に出度の
ふとふ所なるものを始て出せり伊吉連博徳がつづく
とも出せり出せつぶさにもつてこれ坂合部石布
連ともゆくさふ南れ海りあしくこれ出ハ津
守ノ吉祥連をそれ出すこと
又唐ふ所にて
とりこもふ所のもの
ざるなり度のるは唐書ふ天智立明年使者與蝦夷人
倍朝と
天智 天皇の清寧ふ
新羅と唐ふ
令出兵援新羅とい
孝德 天皇の清寧ふ

[illegible]

天皇みづから[illegible]

[illegible]

て百濟の[illegible]豊璋が[illegible]国王

より[illegible]織冠を賜ひ又多臣蒋敷が妹と妻より[illegible]

て[illegible]を遣はして[illegible]

[illegible]

[illegible]

近江大津宮御宇天皇の御代二年九月に百濟ふつひ

国ぐにを[illegible]日之年

[illegible]郭勢[illegible]

[illegible]善隣国室況み海外[illegible]

[illegible]

[illegible]

故客等自事者畧以言辞奏上耳といひかねて十二月
くりの牒書のごとくとつぐるに日本鎮西筑紫
大将軍牒在百済国大唐行軍總管使人朝散大夫郭務
悰等至披覧来牒尋省意趣既非天子使又無天子書唯
是總管使乃為執事牒是私意唯須口奏人非公使不
令入京とわりなきばこは唐王が使ならばさすがに
きくべきものをいひつるをばいかにこれをもしらざる
くりの国なりとて新羅をたすけんとてこれをもてなさ
しめずして百済をもたすけ戦いに
やぶれしよりは使をまゐらせこれ王は度
奉遣
皇朝の西軍に敗れまゐりて百済の国
つまは
天皇のゆいりぶらんとなりかなたその大ぶんとなと
やまんがもあるべしいはゆる国のかりさをもらんば
ばんとなるべし初めは今ゆいさどう你くまし
まんとりうとゆしかるはそのたまが使ともなるべ
ふがゆゑふ事へもりて射るよりくさ
しまりまりそもくれ百済の国
息長帯姫尊は清代より宮城国として世々
おくりまりやうふはくまりきりと今かうら
滅しつまは唐ハいうしよ
皇朝の賊なるとハ毒とひは彼のものわやくしくも
卑
梓

さふらをいとこせうくきふかうめとりてさも
わうさきに　まさふ　ちみやふかひくさうをさこそうち
でうし　さもて　行はうくうとして　賚（シタフ）かてさも賜
ひしこと　さに　之紀よりくりさてさうさうの対さる後の行　筑紫
業平さふ　防人（サキモリトコロ）　烽（ノロシ）　みとかさるひ　又　筑紫に城（ミツキ）して　大（オホ）
性とつてさをとあくさうせさせ　ひ　又　長門　筑紫
ふ場とつせかひしるといくうの劉仁弘が牒書内
方にはとはとはうてもひかさず　軍とおくしく
かつ（犯）まんとあれ　なりひとはのありておぐ中
きしとおもやうまんさうれ　彼と京くを
いきてくしうひ　れのんさうされで
うてさうくかひ　ともくかひ　かくて　同四
年九月　又　の　玉　劉徳高　とり　者ふ　の　郭勢
惣　わひくぐ　二百卒　人の　筑紫へ　来
て表函　をたうこれも　京くさいとも　稚　とあく
と　ひ　ぐくと　筑紫　うくさもり
さくいうひの　宇　君大　石　会　連　石積　と　京ふ
さすとうて　蓋　送　唐使　人　平　とい　話　あり　年の　使
とつくまうくさうのさいうて　軍とおく
わ（寇）　ひ　ぐ　て　ふ　ふ　ふ　ふ　ふ　ふ　ふ　ふ　ふ　ふ　ふ　ふ　ふ
人とくくく　使　とまさ（奉遣）せ　ハ　いよ　祈　こ　よ　ヤ
てみごんまんとくぐ　毎　こ　も　王が　使　と

年十一月小早川隆景、使を遣はして、高麗の事を問ふ。
六年十一月又高麗使を遣はして、入貢を乞ふ。
是歳、伊吉連博德を使として、高麗に遣はす。
十二月、高麗の使、筑紫に来る。
使を遣はして、問ふ。
又、中臣大島・中臣間人老を遣はして、高麗の使を難波の館に饗す。
十月、新羅の金西城を筑紫に遣はして、調を奉る。
月小、新羅の使、筑紫に来る。
後岡本宮御宇天皇代

高麗の使、調を奉る。新羅の使、筑紫に来る。

高麗の使、筑紫に来る。
高麗の使、筑紫に来る。
高麗の使、筑紫に来る。

[illegible]

天皇[illegible]

[illegible]

直鯨と[illegible]

平高麗[illegible]

郭務悰等二千人[illegible]

[illegible]

[illegible]

天皇[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

問日本國天皇[illegible]

天武天皇元年にあたりし書にハ大唐皇帝敬問倭王と
し元永元年菅原の在良勅をうけ勅文作りし
さもこの勅へをかゝげ書紀を考ふまづけ交
新撰字鏡にいたりしかのごとく十年十月そせ
二月小

天武

天皇ひがしのまし書函をあけ見ハ文のとれ有
まそらいろ

飛鳥清御原宮御宇天皇元年みきハ正月書ハ
ゆるすことをさきふわひを
天皇天皇の十年ゆるすこと
天武天皇元年と紀せるを書しとこれをえて

梁

さて度のくのとんぢおかまきしゆめさきハ倭王と
おもハ本はまく日本國天皇とかゝれ

推古

小治田朝廷の時の倭皇の字のごとくそこ
りそこをもて物をさてこの

天武

清御原宮御宇天皇

持統

藤原宮御宇天皇とこの御代絶てかゝしの西くに
役ぜらるゝもとなりハ
皇胤の大臣の心もをもて新撰の羅のごとゆるもまさ御役
とつかへ奉ハ庚子年にハ
をもをしまいハ
優 免 礼 役とまをすをいよいよ
かゝりとのゝ中とおもをもてとゝ

傲

[illegible]

文武

藤原宮御宇天皇、真宗豊祖父天皇の御世大寶元年に
粟田朝臣真人を遣唐執節使として
[illegible]
[illegible]
[illegible]
書に長安元年、王文武立改元曰大寶、遣朝臣真人粟
田貢方物、[illegible]唐国に高宗死ぬ

[illegible]の書武后が王を[illegible]改めて
[illegible]長安元年号、その元年八月に大室
元年にあらため、斎戒書に長安三年とあり。また
[illegible]の王が[illegible]その三年の次に

元明

寧楽宮御宇天皇、高湯浄足姫、天皇和銅元年
多治比真人県守を遣唐押使として[illegible]
養老元年に帰朝して[illegible]
[illegible]
朝請従諸儒授経詔、四門助教趙玄默、鴻臚寺為師獻
大幅布為贄、悉賞物貿書以帰、開元八年の頃唐の玄
宗が年号をその六年で養老元年に改めて白亀

靈亀元年に遣唐使に任ぜられ、粟田
聖武天皇の時代に遣唐使に任ぜられ、神亀元年に粟田
復朝人（戎人）と称する使者の部下に粟田
真人と称する使者の部下に粟田
の使者の名の人と記されたる人と
人名記載書に名を記載して遣使来朝と
のべ以下略

聖武 天璽國押開豊櫻彦天皇の時世天平四年八月に多治比
真人廣成を遣唐大使として出発日本年四月に帰
国して同七年二月に入唐留学生下
道朝臣真備を使者として唐

礼百卷大衍曆經一卷大衍曆立成十二卷樂書要
録十卷その外に
此人名記の前後の使者たる人名記載
ありて記載されたる人名記載
出でたる人名記載の前後に
大臣平の人名記載
出でたる人名記載に
とまれかくして
天平の度の大使の
名を多治比真人
名の度の使者一つ
とまれかくして

請従請傭授經生書
真備朝臣
粟田真人の
真人
多治比真人

[illegible]度の[illegible]役[illegible]のうちに隆[illegible]

[illegible]事につて[illegible]王[illegible]家[illegible] 副使中[illegible]

[illegible]代[illegible]人の役[illegible]

天皇[illegible]書を[illegible]

[illegible]華[illegible]載[illegible]勅[illegible]日本国王主明

樂美御徳[illegible]（張九齢文集ニ主ヲ作リ王ニ御作ハ衍ニ皆誤ナリ）[illegible]此

度[illegible]人[illegible]

天皇[illegible]諦[illegible]

[illegible]ハ主明樂美御徳[illegible]

[illegible]漢文[illegible]天皇[illegible]

[illegible]（我）[illegible]

[illegible]（ミヒロハヤ）[illegible]（ミヒロハヤ）[illegible]

[illegible]世彩井氏の殊號事畧

[illegible]

[illegible]大臣のたまはくこの国の君

[illegible]天

皇の[illegible]又国王[illegible]

[illegible]（カヨ）菓用て[illegible]

[illegible]大臣の御[illegible]失ハ

[illegible]

[illegible]書の中にいさうそ（ムツト）[illegible]

[illegible]

天皇と（カヘ）帰[illegible]

[illegible]

て王と中臣をぶくぶんのかふみやるき
詞を作るべきゆえ又伊豆氏を主明楽美御徳と
なしこれらの詔書に名をつらねしかるべく
ことなりもとより中臣氏の解なることを須明楽美御徳と中臣氏とのこれば
はなはだもっぱらのおもの代をもって
こうこう詔書いつつかしこ例なるべし藤原蓄
野麻呂の書ふるへて市にくくし論ふがごとくなる
ぞさることにはなはだ又あるひこのさりのきはなる
くくはなはだ中臣と同じ
でやはくくはなはだ天皇と中臣と同じ

なるとは百国ごとに深くなるとくの絢いとあやなるみず
自尊大にくくにしてくくに帰みくくえ中ちなず十二輝
天皇とくくぬるくくまくくつ君くくもまくくいんこいくく
不知名分
なるくくばよくき奴とくくりくくんあとなるくくま
なるみどくくよのくくはくくるきがくくんなるよいくくとこのば
てくくを書くくくも文入させるかるかるくくとくくくはは
ひくくなるくくく

[illegible]と大使[illegible]

[illegible]ぬ[illegible]の天宝十二年[illegible]

唐主が[illegible]相見[illegible]使[illegible]

[illegible]と古麻呂[illegible]

[illegible]の[illegible]の使[illegible]

[illegible]の[illegible]

[illegible]の大使[illegible]

年ハ天平勝宝五年[illegible]唐書[illegible]天宝十二載

朝衡復朝[illegible]大使副使[illegible]

[illegible]朝衡[illegible]

[illegible]人[illegible]

[illegible]の[illegible]人[illegible]

使来朝[illegible]甚偏使朝[illegible]仲満[illegible]中国之風留不去改姓名

為朝衡[illegible]留京師五十年[illegible]逗留不去大寶十二年又遣

使貢上元中擢衡為左散騎常侍鎮南都護[illegible]

[illegible]天宝十二年[illegible]仲満[illegible]

[illegible]

[illegible]

次[illegible]

慶帝代天宝寶字五年十月仲ノ真人石伴ヲ遣唐

大使と副使とを定めきこえ給ふ。此船の
ことのおもむきは、ときこえ給ふがごとく
なるべし。次に

光仁天皇の宝亀六年六月に佐伯宿禰今毛人を遣
唐大使に、同七年四月に船のことつたへ聞あ
りて、同八年四月又京をたちて、五月
に帰て又えきこえ給ふ。副使小野の朝臣石根に作て、まづ
船のことを帰朝とおもひ、同九
年の春、百済王が所よりつきて王にあひ、その
事は、世の船のことなり。つきて王にあひ、その
ときに、わきまへ、ことごとに世の船
を作りて、石根の船と、高麗の人海にあらはれ
てきたりぬ。判官大伴宿禰継人
とくして命たまはりて、高麗の使をもてなすべきことを
使ず。靖寶英といひし者、此世の船にのりて
なり。判官藤原朝臣進素麻呂朝臣
くなり。同十年五月に
朝を帰さんとて、その王が書きたる方物をたまはる
答書に、高麗の使にのりて又問き。判官高鶴林
のはかれ、絳朝臣
十一年正月に、みたりとをり
その中に、この船判官内蔵助の船に、塩路のかんつかさ

此度のゆきてのいとなみ
あるべきに唐客階臣入朝迎接祇侍令同蕃例臣奥牒
太宰府仰令准擬しかれども又此領唐客使のかせる文は
唐使之行左右建旗亦有帯仗行官立旗前後臣等誓之
古例未見斯儀禁不之旨伏請處分ときかれば彼と
ゆきかとゆきとゆきかとゆきかとゆきか

平安宮御宇桓武天皇代延暦九年八月ヨ藤原ノ朝臣
長蔭野麻呂ヲ遣唐大使トシテ四月ニ三年四月ヨ船出
セントシテ風アシクシテ船中ニ浮ブ
てまさの年ヨリ二年ニ六月ヨリ海ヲワタリテその王徳宗ヨ
あひまた年四月ニ帰ル又あくしよ青龍寺ニ
ものヨ学ブ七月ヨ対馬ヨリつくしヨ中ル
ちうしはのほの貞元十一年ニ順宗ガかくれ立テ永
貞ヨ改メ一年ヨリ帝ハ副使石川道益ヲ
ヨシテ為ヨリ帝ヨ書ヲ貞元ノ末其王日本桓
武遣使者朝衡ノ学子橘免勢淳屠空海願留肄業歴于
餘年使者高階真人来テ請免勢等俱還詔可ト云ケレバ

ヨリ帰ルトヲリ宗亀ノ度ノ使ヲ真人興能ト云
ふヒトハ語ヒ興能ハ此度ノ大使菅野麻呂ノ
ひとりの小弟ノ妹ヨリ同高ヒトリ如ク出テ菅野
ヒトハ名ノリシ日本紀略又空海ノ書ル文ヲ
賀能モ入リ来ル此度ノ列官高階ヒト人
遣唐ヒトハ遣唐ノ類聚国史ニ大同
元年十二月壬申遣唐列官正六位上高階真人遠成授
従五位上遣唐使辛爾奉使不遑治行其意可矜故復命之
日持授馬ヒトハ大同元年ヨ又遣ハ
ラレ此度ノ度ノ判官四人ノ中ノ一人ニ
年ヨ遣唐使ノ帰ル大同元
ヒトハ大使副

使ヲ遣シテ表ヲ奉ル又
太の文のまくよりはを成と遣シ
つふらの方よりおれは使のうの事ノ
十月ニ又後の使のそでよりきもいけ
大同元年三月ニ
桓武天皇しあがりまして
平城天皇のみ月ニ使を遣ス使
ありきあひさしうるにはやうまいまる遣唐使
さの年ニ入れ大使をなを延暦
十三年ニ大使をなを
元和元年ニ入唐書ニ負元二十年遣使来朝留学

朝野群載ニ此時唐ニガ遠成ニアタヘル位記ヲ載タリ日本国使判官正五品上兼行鎮西府大監高階真人遠成右可中大夫誠太子中允餘如元ニ元和元年正月六日トアリ

生橘免勢學向僧空海元和元年日本国使判官高階真人上言前伴學生藝業稍成願帰本国使請與臣同帰従之ト云ヘリ元和元年ハ此文の誤ニ
ハ大同元年ニ入唐ノ年ニ
ハ免勢空海ハ共ニ入唐ノ
せうのあり
ひてうんとこひしと
十餘年ヲ使者高階真人来テ
ヨリ又遣渤ヤリとバ
平城天皇
嵯峨天皇

淳和天皇の三世代を老度使のさゞなみき　高丘宮の
始の四世の　うらうらして延暦までは世々ざる
一しるべい宮まる例のこゝろをうるはしみよ
かゝ池ゝしは又いとをゝしくもしくれる
のでをりりまんるれもはるまるひとを
ふりはいるぬるるうへはるは世つ民
てうのたちしるやきうまとむつひをてはる
うをしたんまてをとをはをあきは風のをゞ
ひりはいるくはうをれいをつるるいを
あらきるるるきをゞるしびやをもるれ国王
天皇れはるるるくをこまをとををくをゞ

仁明天皇れ世業和元年正月ヨ藤原常嗣を遣
唐持節大使ヨめをまを月二年ヨ目ヨ新のせ
を例の波風はをて新もををひをるるるるひ
入りしはば新ををはるひるる月四年三月ヨ又新
せしまをしも入唐はるひる　を宰府より
入りさめて日ヨ年六月ヨ大使を宰府より
又ふるでせしヨ副使小野篁はいるををを

[illegible]

遣渤海大上天皇書

[illegible]年八月ヨリ大使[illegible]

[illegible]ヌ 唐書ニ依テ仁明 仁明 直開成四年ニ復タ入貢ス

[illegible]

[illegible]

[illegible]

司ニ不レ撿船物ニ今則事興昔異ニ仮願顧ニ好隣之義不レ怪
常風一ニ吹ル時ハ漂ル船ハ多ク物ヲ失ヒ学問僧
空海ガ唐ニ渡リテ性霊集ニノセタリ度ノ代ニ
詔書ツクリ例ハンヨハ云モカクヤウニ
ナレバ唐ニ渡ル人ハ彼ノ国ニ
ナリ来ルトコロ
ナレバ此ノ所ニ
ナレバ
ナレバ
ナレバ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

越しいまに錢氏まで六代のうち宋の始つくまで
ひろくこれ渝にとりて王となるのわかれしもの
をもて四人ちかく方をうるうるかくさを通いせしるへ
しかるこれ書りそ呉越錢氏国海舶通信日本天
台智者教五百餘巻有録而多國賈人言日本有之錢俶
致書於其国主奉黄金五百両求寫其本天台教大布江
左といひ又
圓融天皇の世天元五年より斎然といふものあり
ありて宋王ひいくに沸出のものをつぶさにうう
きに宋王ひ宗神代より天孫日嗣の沸位のうちを
ぬぬ又ひかれたるもの世くまつくま
つり来て氏門の為えざるをとなていくくうら
やをもりをおのうをのみぶりうをとをきりくを家をな
ふふくくをりをり代のもの国へのもの
くに沸世くにあををれ又うの出の書をもよ大中祥符
元年日本国忽榜舩称貢非常貢也蓋因本国之東有祥
光現其国素傳中原天子聖明則此光現真宗天喜元賞
をいうこをてふいりづこのいうをのをうぶうきんりそ
のとりんがいらふうをしるれをとうをくいをいるを
ふれををばうの王えさをでをうをひしいをとをを又
白河天皇の法世蔵暦二年に宋国の孫吉といふものをて
太宰府より来りて賜日本国太宰府令藤原經平

よるせりこれもこの国のうちのきの所のたとへなる
つのやうなるさまにいとんとうの宋史に元豊元年使通事
僧仲回来明列又言得其国太宰府牒内使人孫忠還遣
仲回等とあるは孫忠とその孫吉とは同じ人なるべしこの国の
元豊元年は日本の兼暦二年にあたるなり又
鳥羽天皇の時代元永元年に宋国より孫俊明鄭清などの
いふあき人なりてきたりて書を奉りて高麗東夷
之長實惟日本邦人崇謙遜之風地富珍奇之産曩修
方貢帰順明時隔淵弥年久缺来王之義遭逢凞宣敢
事大之誠自とあり此もいとの例なるべしやいかに
博士たちとりてたしかなるべし沙汰

狂語

はるてやうにたはれあるきうたうこれいとの例なるべしもるきびしくこれをもるべきやうなるべしのべきるべきやうなる又
高倉天皇の治世嘉安元年に元国の明列刺史なるべ
かりしより書をとりてあとをたりしてこれを
の書にもこの例のみやかりしは大和紀清原氏
業をけ入るべしてんと中とをもども
法皇きこしめさるるあるとも文をひ沙汰をもこれ
とも・迫きこしめ栗山氏はるといふこれをみて
国の損国のふりとの舞とこれをもとめ せるい 渡りまること
とぞこれをもの

この国王がいふこれより

のゝしりやうにて
天皇のゝ殊さまの法をとゝのへたまふ
あるみだりがましくやうなるとや
しかるに代々のまいりのゝ公卿
たちの怨（イキドホリ）をもかへりみたまひ
らのゝ人々（石状）あるべきやうにて
のゝたまふ事あるべきにて
代々の御のりにて戒王のさまやうぶり
云をば文治元年一ト
らん云ふ話（責）ゝ一ト（ヒトコト）ゝ（安元）きたるのまぎ
あひも部ゝしやうにてたゞく

天皇はゝのたまふ事をもはゝ
いかゝ喻ゝやうにて国の皇威（ゝ）はゝゝゝ
らんゝの王をむつびまらんのゝあるべかのつゝ
ら河とのたまひたりて敬崇
ゝもゝめゝ彼陽
せゝゝとゝゝいゝゝゝゝゝゝゝ
まゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
役ゝもつゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝんゝゝの王をゝゝゝゝ
ゝゝゝの王ゝゝゝゝゝ表のゝゝに王皇陛下ゝ

わがわやまたいさに文へ奉さよりたりしあ
さもたあるひ〳〵いさましきをみりかんよ相ゆるく
まてハえわるねらぐるもあんまへつきぐ
ちの書して奉

天皇聖旨諭宋国王ゐぐ

しこより

天皇しのあやさらんぐハるもの王と天ま
皇帝ゐぐいぐのいりぐきよりぐ又れ申へつを
書のこもわんぐ品のうちてつるゆよ
ぐ品ゐまりつ初ゐと申てゐ王をそて天ま皇帝
ゐぐいかりもいたゐきをふりぐそれゐ王のさぐ

ゐとをたくぐ品のりりよをそりを
皇帝国人をたる唐主宋主宋王ゐぐ
とぐりつべき又をを死ゆをと崩とりるもゐぐ
ゐりるで死ゐをまりるゐとりつべしを書を書と
ぬべし皇后とハりつぐきふわぐをれのりひをもゐ
べくられゐぐぬべしかこをとが
天皇ゐかきまりて彼をを天ま皇ハゐ式をりゐて
をゐりり

天皇とゐきふゐりをを我ゐをそりを天ま二りの
日ゐきよゐぐしてゆを天人の王ハゐりて申とのを
の天とぐいをりをとりたりぐむをりをれりを国と

ひしの中で劉備が心をかたむけ後の世にえ
蜀をそむかせる魏はまさしく漢のつぎとなりけり
しかるに天子よりそのうち魏の人の蜀を
天子といひしことも又北南と西の方さ
つふかきなりしに初めは南なりは北とは胡虜とある
ぞり北なりは南とは嶋夷とかとうたひよりて
なるぬ王を天子といふことにさしたるなりしあとまた
て天化の間り二ッとなるまたまた
天皇といふきまりなるべし武帝の王といざ
皇とをとたるふそいりめべきことなるんや佛者などの
べくりなるこの西域まさしてそれ西域の王と天子

しかるべきは天化のおのづからなることなりのごとく
ひなるはいとものくるしくこころえどもものことが
天皇はまづ堅ると神代のはなり系代の系までゆきそれ
らしてはしるきのとしるなるよりもなるはなるべ
横もまた天化のうふなるはなりてはるさ
のあるべひまきぬとなり。おのづからなるきとか
のりなるこれ王なるべはこづくりしてみづからたるとげ
よりてなるもそまきまるなるうるべきえるこれるやいる
例のうなりことりてそれひしもあるよりてそれ始める
とかるふるうきとのあるときあるいひとはいる
うのおぼえのうなりなるなりてまきなるぬとえと

らめ所のかぐらもそのうへにおのが国といやしきそ人の国
をたづねもとむ人なりてこの国のおきてもまけ
ぬ和国やはりこれ光孝帝淳和文武天皇にいたるまで
王とぞ儒者はこれをのたまはやうなるべしむもさらにそのう
をそのうちうちにてさしぬきれ王をもなべく
毎つねにそのうをとる中華中国上古にいひてはさ
ちたつもむかるまふ人にて儒国をはさてさてう
東夷ぞまぐいひるまいもかりこう大なる逆
ひとしく罪人をさまたげられ代はい書のうへの翁
どいふあるもかからぬもさしてこがあさもなりぬるこで
うもしまるはるまぞせ筆よりもてうふたるまぞ

ものもとをいひもしるるもそりもしくまとよ
ものを天の下にのるうて後の世までもつきりゆく
ゆまいりもぞうふもとをごとをんもがくはなれ
ひとがらをかるまふ人ぞ儒者なる
どのつまひあるをまるひていたるをとを
るまふ人にてちをおのんをもをぬまの
かりりをいをて中国中華までいまさは
るをしもおをまををまをひんまはる
ぬもをべくまるをもる人をひをとのおの
ひまをもむゆをまを見をんもをまをまをいはおのづ
られ王をを乱王の如くををくををれあるをりをて

よるべきまきるき如がてふ
たぐりろしとのこもの(全)ものを
のものふハ漢とも庵ことをいとでくてを四国のこと
日なお勢るでいひくこと
るるしたもなるまきき
きふあるびりろしのこ
ともて漢ことも唐ことをいと
るどの中ふも隋国あまし
をこひられまくくみぶ
ふるとびよがるぬるくひいて
さもてこを主とこて天
人をいとをぐこてりをの四国のをの句とのをしてか
戎らをといやしとをもがくをこまいれて
ろつるぬをし中国といをんが云うをるうくいをの王と
も天るふるるるいつまきをくをるるくあるくおのが
此(コト)をとろあるひいくをもくく中国天るるぐしこと
ふ皆りろこより時まりて女(ナ)りうきの号(ナ)さきバ
時国の方(ヒ)の四しき四(文)をみも唐国天るるぐをるきを又
ほるのよ大唐と大のををとをくくあるをもくくあをを
ことをいがこくしいをいるでおの色(ヲ)ゑきくまの四国
ふりく書くりふあるりくと明宮(アキウミヤ)の四世りをし
きりてをの人の名(ヒナ)ひをるるりろくしのををれハ

いつもてうもこれを王と云ふなり　ちなみにこれをもて
ふるをとる　そもそもこれをもて　侍ふ人もおのづから
うの王とび天子といふものなどなりひとりこれをもて
ものをうちとるもこれをもて　さいうきしあるもどもまことに
ちうり　又大のうをとりてこれをもて大唐てうきこれをもて用ひる
そのほのふるまひをりてうのうをもるしるうしてまた
ものを用ひしひし代をこれをもてりうれをこれのなる
どもおるくはいちようりしが秦漢のわてうりしていに
ようなるがおわるふんうれていたれど一ようのほのなをある
うにるみとうやさてたりぬがごとくなり和のおわるかから
二ようにるさんがるもうふとうもほうの部にの名

うまうにこれをもてうべきこれをもてのうをもてをもこれ
わりとべしとべべしとこれの正しきぬを侍ふをとのを
中ほ中華といひしひしりとは西土などしてうり
わりをてこれうの大のうまあうこれをもてこれうを
それわしりしさもどかのほこれもその代の祖をそこれて
大といふをもその代を後世をいふ例なるをばまし
てうしほの名は侍ふ人のきしきのしひしいうきも
がうもしかるとうをいいて大きなる侍ふれよむりしうり大唐
大家をいふいうでと　ふんひるをもりのをやをきん中若
の書はうれほとさしてたどよ大ほてさくしてもあるなど
又大元大明などの大のうをもりうれつどくきうて

ようまつりのことばこそのくにのいとびもかりそそとしつつもちひたこころすなわちれどもはるかのいにしへも明の代りうつて元と大元清の代うつて明と大明とりつるこころかさしたるあとやうりうこと中国中華をどりしつつもゆむりしけんをれ大のうとこと同じんそくそ心さはいふまきたるこころもこひあるとこそ。こゝいかなきたるかゝぶゝのまたにけんをうしつるわなをばいかがとるゝも衆うきを迫させうてい宗のあるらうようてゆるゝ儒をゝこうゝやれとのんとしいとうを生へたるものゝうれうきを中ほ中華とひく手ほとゝくうて日東大東をどりしつるこゝ紀(ニカ)ようまきとりとをとうるゝさゝふゝいつるとゝのつゝこうるゝこをきどりしつきゝ中に大東をゝ大のうをとりてそうべるゝはさゝうもうゝ東ゝいうれうのりうこと中ゆせるゝ公をゝをゝうもうゝさゝをまゝれゝこゝこうゝのゝゝはゝこゝよ天地のとをうとゝこうゝうゝもいゝんゝはゝをゝのゝゝりあるゝいゝをゝうゝ廣うんゝをゝべきゝよわゝゝ又世ふ天皇りうこゝ日本をうゝべゝゝ三ゝゝいゝゝもゝりうゝんゝをゝはゝゝゝゝいゝゝゝんゝはゝゝゝもゝりうんうゝはゝこゝよ(フロカ)ゝの之ゝゝいゝよゝこゝもゝりゝかゝゝのゝりゝかゝゝれゝいゝひゝゝゝゝ

とハ定めし こゝふりわたるハ天竺なるべし ひてつきの国なる
中に天竺を西南 ひつもてはいて大きふ唐き 国なりて
西域記といふ書にハ その先くりの寸 寸里といふこまま
こゝるべふりわたるハいかゞふその東のうたを追なる国
さきハこゝ国の古の人の西北のうたにハ海のあることをきて
大地を西ひつあるもうたを東西よりこゝるべりくるを
その国の位の正しうでかるすふふ偏ことをう
さりしこさるむがんをうたハまたこゝ天竺のうち中なる
国でこゝをひうや中国ハいひてあきんこゝをかくま
をうをうべふうるの国内のうたをうしべて
うるとその国とりの数位鮮なるのことをいかあるこもうを

ひとり国をとび国ごうたにうびくうたりしうるうたを
へうをうをうをうをさるいをうの国元の例よりうひくいたた
ぬうを浄国の人のうしうをうをひいをうをうをいをうをうを
ひいをうをうをうあるべきうたいとのうを多ゆうをうを
うるんをきうをを又天竺ハ号ひてりうらうを
をいうるとうをうをうをうれうをうをうをうをうて止
つ代より

天竺をうるを中なり 伊西をうん中国で定めらをうをうう
へうをうれ出を西戎を細をば
号細のうるをひをうをうをうをうをうの人を西戎の王をを
とうをのうをうをうをうをうをうをうを天竺をうをいをう

帝国図書館蔵

よいまきこしらへる

又神代とが

天皇と天子とを第一にこゝろはせるこゝろ久しくなをれる風俗

みどりよむ人くハくりてこゝろのことぶきなりけりとこゝろ

やしつくりなをすくせの人のくりりろこゝと中宮天

子とあやまりこゝろえて世をとばかりこゝと東夷

のこゝろえ征ちからなをしてやうやう後のしるし

あるこゝろ

よがおのをこゝ夷狄のたゝかひ

こゝろ

こゝを道のこゝろえこゝろ

しいるものゝ

帝国図書館蔵

中宮天子の軍にたゝむ

こゝろ

こゝろ

こゝろ

右馭戎慨言上之卷

引馬文庫

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan